

旅券の更新における、戸籍謄（抄）本の省略について

2021 年 12 月 24 日

ロックダウン中における旅券の更新については、特例で戸籍謄本の提出を省略できるようになりました。

対象者（以下をすべて満たす方）：

- NSW 州、NT（北部準州）に在住の日本国籍者
- 外出制限開始日（2021 年 6 月 26 日）から、外出制限が解除された後 2 か月以内までの間に旅券の有効期間が満了する方

※NSW 州解除日：2021 年 12 月 15 日、NT（北部準州）解除日：2021 年 12 月 20 日

- 外出制限が解除された後 2 か月以内（NSW 州：2022 年 2 月 14 日（月）まで、NT：2022 年 2 月 21 日（月）まで）に申請する方

対象外：

- 外出制限開始前（2021 年 6 月 25 日以前）にすでに旅券が失効していた場合
- 外出制限解除後 2 か月を経過した日以後の申請
- 新生児の初めての旅券申請
- 記載事項に変更がある場合

戸籍謄本の省略をご希望される方で、ご質問等ある方は、下記の内容とともに領事部 E メールまでご相談ください。

- 申請人 氏名：
- 申請人 生年月日：
- 電話番号：
- 住所：
- 旅券の有効期限：
- 戸籍上（氏名，本籍地等）に変更あり、なし
- 質問内容：

在シドニー日本国総領事館 領事部

E メール：cgryoji@sy.mofa.go.jp

電話：02-9250-1000（9:30-12:30 / 13:30-17:30 Mon-Fri）